

## 小樽商科大学札幌サテライト使用内規

平成17年4月20日

学長 裁定

第1 小樽商科大学札幌サテライト規程（以下「規程」という。）第13条に基づき、サテライトの使用に関し内規を定める。

第2 サテライトは、規程第3条に定める目的以外での使用は認めない。

2 サテライトは、次の各号で規定する場合を除き、施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

(1)小樽商科大学（以下「本学」という。）が行う教育研究

(2)本学が主催又は共催する事業

(3)公益社団法人緑丘会・公益財団法人小樽商科大学後援会が主催又は共催する事業

(4)その他上記に準ずるとして、管理運営責任者が認めた事業

第3 使用料は、別表のとおりとする。

第4 使用者は、使用料を伴う場合においては、規程第7条にかかわらず別紙1の申込書を提出する。

第5 使用者は、別紙2により許可を受けた場合は、使用料を本学所定の期日までに納付すること。

2 使用料は、本学が指定する銀行口座に振り込むこと。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、使用者側の責によらない事由の場合はこの限りでない。

第6 規程第8条第2項により指紋の登録を行うことができる者は、本学の教職員（本学の請負契約職員を含む）及び緑丘会札幌支部職員2名とする。

第7 職員が不在の時にサテライトを使用する場合は、指紋登録を行った者が責任を持って対応する。

第8 使用料を伴う場合の使用時間は、規程第9条にかかわらず、次のとおりとする。

| 曜日  | 使用時間       | 備考  |
|-----|------------|---|
| 月～金 | 9:30～20:00 | ・日曜日・祝日法に定める休日、7月7日、8月13日～15日<br>年末年始（12月28日～1月4日）を除く。<br>・12:00～13:00は昼休みのため、閉室。 |
| 土   | 9:00～17:45 |   |

2 管理運営責任者は、使用者の申し出により必要と認めた場合には、前項に規定する使用時間を変更することができる。

第9 サテライト講義室への食べ物の持ち込みは禁止する。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第10 サテライトでの喫煙は、禁止する。

附 則

この内規は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

札幌サテライト施設使用料

| 室名      | 面積 (㎡) | 1時間当たり使用料金 |
|---------|--------|------------|
| 大講義室    | 113    | 5,400円     |
| 中講義室    | 84     | 3,700円     |
| 小講義室    | 61     | 2,400円     |
| 会議室     | 24     | 1,100円     |
| ミーティング室 | 12     | 600円       |

注) 土曜日に使用する場合は、合計金額に1時間当たり 1,500円を加算する。

別紙1 (略)

別紙2 (略)